

おたる国際福祉・観光専修学院 授業料減免・分割納入実施規則

(令和8年3月27日制定)

(目的)

第1条 この規則は、おたる国際福祉・観光専修学院（以下「本学」という。）学則（以下「学則」という。）第27条第3項ならびに同学則施行細則第18条および第19条に基づき、授業料減免および授業料分割納入に関する必要な事項を定める。

(制度の趣旨)

第2条 授業料減免および授業料分割納入（以下「減免・分割」という。）は、本学が、学校法人多文化共生学園の建学の精神に基づき、国籍の異なる学生の受入および地域の人材育成という責務を果たすとともに、学生が安心して学業に専念できるように経済的支援を行うために実施するものとする。

(対象)

第3条 減免・分割を受けることのできる者は、本学の入学者選考（外国人留学生入試を含む。）により入学した者とする。

(学生への周知)

第4条 本学は、減免・分割の内容、申請方法その他必要な事項を、学生に周知するものとする。

(授業料の入学時減免)

第5条 本学の入学試験の合格者に対し、申請に基づき、授業料の減免を行う（以下「入学時減免」という。）。減免の内容は、別表第1のとおりとする。

2 入学時減免を受けることができる期間は、1年とする。ただし、申請により、学務委員会の審査を経て、更に1年継続することができる。

3 前項の継続を希望する学生は、減免を受けた1年間の学業において、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 履修届出を提出している授業科目について、出席率が80%以上であること

(2) 学業成績が平均程度（平均値の上下10%以内）であること

(授業料の入学後減免)

第6条 入学後において、災害、学費出資者の失業・疾病その他不慮の事態の発生により家計が急変し、修学が困難になった者（外国人留学生入試による入学者を除く。）に対して、申請に基づき、授業料の減免を行う（以下「入学後減免」という。）。

2 学務委員会は、審査の上、入学後減免の額および期間を決定する。

(授業料分割納入)

第7条 学生は、学年が始まる前の2月末までに、授業料を一括して納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生は、申請により、学務委員会の審査を経て、授業料を分割して納入することができる。

3 分割は、年2回とする。分割納入時期および金額等は、別表第2に定めるとおりとする。

4 第5条に定める入学時減免を受けた場合の分割納入時期および金額等は、別表第3に定めるとおりとする。

5 前2項の場合において、納入を延滞した場合には、分割納入を取り消すことがある。

(懲戒処分との関係)

第8条 懲戒処分を受けた者は、減免・分割を申請することができない。

2 減免・分割を受けている者が、懲戒処分を受けた場合は、以後におけるこれらの資格を失う。

(審査)

第9条 第5条から第7条に定める審査のほか、減免・分割その他学生に対する経済的支援に関する業務は、学務委員会が行う。

2 学務委員会は、前項の業務を遂行するために必要な審査基準および実施要項を別に定める。

(事務局)

第10条 減免・分割に関する事務は、法人事務局学務部が所掌する。

(附則)

1 この規則は、令和8年4月1日より施行し、令和9年4月1日以降の入学から適用する。

別表第1（第5条関連）

1 多文化共生推進枠

学科別	項目	第1学年	第2学年	計
介護福祉学科	入学金	100,000	——	100,000
	授業料	660,000	960,000	1,620,000
	教材費	60,000	60,000	120,000
	管理費	6,000	6,000	12,000
	保険料	18,000	18,000	36,000
	計	844,000	1,044,000	1,888,000
観光学科	入学金	100,000	——	100,000
	授業料	540,000	840,000	1,380,000
	教材費	60,000	60,000	120,000
	管理費	6,000	6,000	12,000
	保険料	18,000	18,000	36,000
	計	724,000	924,000	1,648,000

(1)外国人留学生入試の合格者は、在籍した日本語学校での出席率が80%以上でなければならない。

(2)後志管内の高等学校を卒業した者を除く。

(3)追加募集により入学する者の授業料は、76万円（介護福祉学科）、64万円（観光学科）とする。

2 後志管内高校奨励枠

学科別	項目	第1学年	第2学年	計
介護福祉学科	入学金	100,000	——	100,000
	授業料	560,000	960,000	1,520,000
	教材費	60,000	60,000	120,000
	管理費	6,000	6,000	12,000
	保険料	18,000	18,000	36,000
	計	744,000	1,044,000	1,788,000
観光学科	入学金	100,000	——	100,000
	授業料	440,000	840,000	1,280,000
	教材費	60,000	60,000	120,000
	管理費	6,000	6,000	12,000
	保険料	18,000	18,000	36,000
	計	624,000	924,000	1,548,000

(1) 後志管内の高等学校を卒業した者を対象とする。

(2) 追加募集により入学する者の授業料は、66万円（介護福祉学科）、74万円（観光学科）とする。

別表第2（第7条第3項関連）

納付時期			介護福祉学科	観光学科
入学前	合格通知受領後1週間以内		100,000	100,000
	計		100,000	100,000
入学後	1回目	6 月末	522,000	462,000
	2回目	12 月末	522,000	462,000
	計		1,044,000	924,000
1年次合計			1,144,000	1,024,000

納付時期			介護福祉学科	観光学科
2年次	1回目	6月末	522,000	462,000
	2回目	12月末	522,000	462,000
2年次合計			1,044,000	924,000

別表第3（第7条第4項関連）

1 多文化共生推進枠

納付時期			介護福祉学科	観光学科
入学前	合格通知受領後1週間以内		100,000	100,000
	計		100,000	100,000
1 年次	1回目	6 月末	372,000	312,000
	2回目	12 月末	372,000	312,000
	計		744,000	624,000
1年次合計			844,000	724,000
納付時期			介護福祉学科	観光学科
2年次	1回目	6 月末	522,000	462,000
	2回目	12 月末	522,000	462,000
2年次合計			1,044,000	924,000

2 後志管内高校奨励枠

納付時期			介護福祉学科	観光学科
入学前	合格通知受領後1週間以内		100,000	100,000
	計		100,000	100,000
1 年次	1回目	6 月末	322,000	262,000
	2回目	12 月末	322,000	262,000
	計		644,000	524,000
1年次合計			744,000	624,000
納付時期			介護福祉学科	観光学科
2年次	1回目	6 月末	522,000	462,000
	2回目	12 月末	522,000	462,000
2年次合計			1,044,000	924,000